

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休息日に
当たるときは、そ
の翌日)

告 示

鳥取県告示第三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による湯谷地区第二工区の換地処分が公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

◇ 告 示

- 町等の区域の変更（地方課）
字の区域の変更（〃）
- 土地改良区の役員就退任（農村整備課）
- 土地改良法による換地処分（二件）（〃）
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）（〃）
- 土地改良事業の認可（二件）（〃）
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（二件）（〃）
- 保安林の指定の解除予定（造林課）
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出（水産課）
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
- 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基
づく公開による聴聞（〃）

◇ 公安告示

区域を変更する 町及び字の名称	同上の区域（平成三年五月十日現在の地番による。）
谷字栗坪	谷字栗坪のうち四一四の一部、四一五の二の一部、四一六の二の一部、四一七の二の一部、四一九の一部、四二二の二の一部、四二二、六二二の二の一部、六一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 谷字玉ヶ坪六一〇の一九と一体をなす国有地の一部
谷字上栗坪	谷字栗坪四一四の一部、四一五の二の一部、四一六の二の一部、四一七の二の一部、四二二の二の一部、四二二 谷字上栗坪の全域 谷字奥田四四六、四四七の二の一部、四四七の二の一部、

谷字奥田	<p>四五六の一部、四五七の一部、四五八の一部、四五九の二、四五九の一部 谷字奥畑五〇一の五の一部及び五〇二の一と一体をなす国有地の一部 谷字玉ヶ坪六一〇の一九と一体をなす国有地の一部 谷字頭根後谷五六三の一九の一部、五六三の二三の一部、五六三の二四から五六三の三〇まで、五六三の三一の一部、五六三の三二の一部、五六三の三三から五六三の三五まで、五六三の三八から五六三の四〇まで</p>
谷字奥畑	<p>谷字奥田のうち四四六、四四七の二の一部、四四七の二の一部、四五六の一部、四五七の一部、四五八の一部、四五八の二、四五九の一部、四六〇の一部以外の区域 谷字奥畑五〇一の五の一部及び四九五の一、四九九の二と一体をなす国有地の一部 谷字頭根後谷五六三の一九の一部、五六三の二〇から五六三の二二まで、五六三の二三の一部、五六三の三六、五六三の三七 谷字加輪屋道五七三の六から五七三の一〇まで及びこれらと一体をなす国有地 谷字効家平六〇五の二の一部</p>
谷字玉ヶ坪	<p>谷字奥田四五九の一部、四六〇の一部 谷字奥畑のうち五〇一の五及び四九五の一、四九九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 谷字玉ヶ坪のうち六一〇の一九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
谷字頭根後谷	<p>谷字頭根後谷のうち五六三の一九、五六三の二〇から五六三の三〇まで、五六三の三一の一部、五六三の三二の一部、五六三の三三から五六三の四〇まで以外の区域</p>

谷字加輪屋道	<p>谷字加輪屋道のうち五七三の六から五七三の一〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
谷字効家平	<p>谷字効家平のうち六〇五の二の一部以外の区域</p>
津原字清水谷尻	<p>津原字清水谷尻の全域 谷字栗坪四一九の一部、六一二の二の一部、六一三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 谷字玉ヶ坪六一〇の一九と一体をなす国有地の一部</p>

鳥取県告示第三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による湯谷地区第一工区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成四年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

同上の区域（平成三年五月十日現在の地番による。）

谷字奥田	谷字奥田のうち四六三の二、四六四、四六四の一、四六四の四、四六五の一及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域
谷字シヲレ道	谷字奥田四六三の二、四六四、四六四の一、四六四の四、四六五の一及びこれらと一体をなす国所有地 谷字シヲレ道のうち四八〇の一部、四八一の一部、四八二及びこれらと一体をなす国所有地の一部以外の区域 谷字加輪屋道五七三の三と一体をなす国所有地の一部 谷字志折道五七九の九の一部、五七九の一〇、五七九の一七の一部、五七九の一八 谷字効家平六〇五の二四、六〇五の二六、六〇五の三〇、六〇五の三一及びこれらと一体をなす国所有地
谷字湯谷	谷字シヲレ道四八〇の一部、四八一の一部、四八二及びこれらと一体をなす国所有地の一部 谷字湯谷のうち四八五の二の一部及びこれと一体をなす国所有地並びに四八五の二と一体をなす国所有地の一部以外の区域 谷字志折道五七九の九の一部、五七九の一六、五七九の一七の一部、五七九の一九から五七九の二三まで、五八七、五八九の八から五八九の一〇まで、五八九の一〇、五八九の一七、谷字アサトリ谷六〇〇の一部
谷字加輪屋道	谷字加輪屋道のうち五七三の三と一体をなす国所有地の一部以外の区域
谷字志折道	谷字志折道のうち五七九の九、五七九の一〇、五七九の一六から五七九の二三まで、五八七、五八九の八から五八九の一〇まで、五八九の一二以外の区域
谷字アサトリ谷	谷字湯谷四八五の二の一部及びこれと一体をなす国所有地並

谷字効家平	谷字効家平のうち六〇五の二四、六〇五の二六、六〇五の三〇、六〇五の三一及びこれらと一体をなす国所有地以外の区域
<p>鳥取県告示第三十五号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八東土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。</p> <p>平成四年一月二十八日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	
<p>退任した役員の氏名及び住所</p> <p>理事 坂本 嗣雄 八頭郡八東町大字日田七四三</p> <p>小林 寿一 大字新興寺九七</p> <p>白岩 博親 大字小別府四七〇</p> <p>小林 寛 大字日田六八三</p> <p>山根 一也 大字徳丸一三六一</p> <p>竹内 富恵 大字皆原一四三</p> <p>西田 亮太郎 大字東三一七</p> <p>小椋 斌弘 大字徳丸四四八</p>	

木原剛嗣 大字日下部五五八
 西田雅之 大字茂田一八二
 宮木道幸 大字南二四三
 谷本一成 大字安井宿一一〇八
 畔田安己 大字横田九二一一
 西川實 大字日下部三七一
 森下次郎 八頭郡八東町大字徳丸八五五一
 加藤正男 大字皆原八一
 加藤明 大字日下部七四一
 平成三年十二月二十九日退任

就任した役員の氏名及び住所

坂本嗣雄 八頭郡八東町大字日田七四三
 中林恒夫 大字南二九六
 清水忠司 大字徳丸一一二四一一
 加藤正男 大字皆原八一
 豊口茂 大字茂田一三二
 白岩博親 大字小別府四七〇
 小林義正 大字新興寺一四〇
 遠藤克之 大字安井宿一〇九三
 西川博昭 大字日下部一八〇
 木原剛嗣 五五八
 小椋斌弘 八頭郡八東町大字徳丸四四八
 伊住雄 大字東一二七

橋本節夫 大字横田一三六
 平成三年十二月三十日就任 任期四年

鳥取県告示第三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市谷二七九番地長柄正一ほか二十六人の者が共同（湯谷地区土地改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る湯谷地区（第一工区）の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市谷二七九番地長柄正一ほか三十二人の者が共同（湯谷地区土地改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る湯谷地区（第二工区）の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成四年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十八号

日南町が行う土地改良事業（土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）井原奥地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年一月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三十九号

郡家町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業山田地
区暗きょ排水及び客土）の認可申請については、審査した結果適当と決定

したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年一月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、羽合町が行う土地改良事業（構造政策推進モデル集落整備事業上浅津地区農道整備）を平成四年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、羽合町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）光吉地区農道整備及び農業用排水）を平成四年一月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四十二号

三朝町が行う土地改良事業に係る久原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年一月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字洗井字中瀬一六七の二（次の図に示す部分に限る。）、一六八の二、一六九の二、一七四の二（次の図に示す部分に限る。）、一七五の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備
 三 解除の理由
 道路用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四十四号

漁業災害補償法施行規則(昭和三十九年農林省令第三十五号)第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条の二第二項に規定する同意を求めることについて、発起人になろうとすることに係る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項	発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所	期 間
	気高郡青谷町大字長和瀬三六一一三 村 中 広 義				
漁業者調書の縦覧					

気高郡青谷町大字長和瀬五一 宮 脇 眞 春 気高郡青谷町大字長和瀬一五二 中 村 勲	青谷加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業	青谷町漁業協同組合	平成四年一月二十八日から同年二月十一日まで
---	-------	----------------------	-----------	-----------------------

鳥取県告示第四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
 平成二年十月三十日 鳥取県指令受都計三一二第十三号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 米子市橋本字蓮花及び字横屋ヶ一
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 鳥取市西町二丁目四一八
 有限会社橋本商事
 代表取締役 橋本満義

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年一月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ばちんこ遊技機	ライバーマキシムEX II	株式会社三共
"	ライバーマキシムEX III	"
"	オロチョソバII	"
"	ホールドラテツジョン II	"
"	オロチョソバSP	"
テレビンボール遊技機	ピッキーマグナム I	"

ばちんこ遊技機	アポロソフ	株式会社三洋物産
"	ジャイアントチーム7	"
"	ダイナマイト	"
"	バンニャーガル	"
"	フロッツダーン	"
"	ルーキーラッシュ	株式会社ソフイア
"	ニューPPP-8	"
"	水着でパンチP-2	"
"	祭り	丸ホン工業株式会社
"	カラービジョン	"
"	ワイドビジョン	"
"	レットドラ	"
"	ドリーム・ランデナー 2	奥村遊機株式会社
"	イッキくん	"
"	サーカスROBO	"
"	ライバーマキシムD I	株式会社大同

鳥取県公安委員会告示第十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律
第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開に
よる聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成四年一月二十八日

鳥取県公安委員長 松 田 喜代次

一 聴聞の期日及び場所

平成四年二月五日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎
七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

鳥取市行徳い八〇七
有限会社西海岸